

「なぜ、今、憲章と基本法を提起するのか」

20101024 井上英夫

人権保障（憲法）⇔国際条約⇔社会保障憲章⇔社会保障基本法⇔個別立法⇔政策・行政⇔国民生活・社会保障運動

一 人権としての社会保障

- 1 恩恵→権利（契約、法律）→人権
- 2 理念、原理、原則
- 3 憲法と国際人権規約・条約
- 4 国連専門機関の動向 ILO、WHO
- 5 地域の動向 EU
- 6 各国の動向

二 社会保障憲章と基本法づくりの運動

- 1 53年綱領→61年憲章→82年憲章
「労働者階級」、「働く人々」の権利としての社会保障
- 2 小川政亮編著『人権としての社会保障原則』ミネルヴァ書房、85年。
- 3 中央社保協「日本の社会保障憲章づくり」専門委員会編『真の社会保障めざして』あけび書房、87年。
- 4 日本社会保障法学会編『講座社会保障法』全六巻、01年。
- 5 事典刊行委員会編『社会保障・社会福祉大事典』旬報社、04年。
- 6 講座小川政亮著作集編集委員会編『小川政亮著作集』全8巻、07年。
- 7 京都保険医協会編（伊藤、唐鎌、後藤、竹下、久保執筆）『社会保障でしあわせになるために－「社会保障基本法」への挑戦』、かもがわ出版、07年。

三 社会保障制度審議会（49→01社会保障審議会）と社会保障

- 1 50年「社会保障制度に関する勧告」
 - ①福祉国家 ②生存権 ③ 最低生活
- 2 95年 「社会保障体制の再構築」勧告
 - ①福祉社会 ②みんなのために、みんなで作くり、みんなで支えていく ③ 健やかで安心できる生活

四 憲章と基本法提起と課題

1 人権としての社会保障の確立

- ①平和的生存権、13条、14条論
- ②二分論の克服 自由権・社会権 人権規約
- ③憲法と条約
- ④25条を豊かに 生存権→生活権→健康権
- ⑤契約論 「措置」から契約へ
- ⑥権利保障と権利擁護、支援

2 理念、原理、原則の明確化

- ①人間の尊厳 自己決定・選択の自由 平等
- ②自己決定、自己責任論、連帯論等
- ③自立と独立
- ④労働、雇用、就労、社会活動 働くことの意味

3 格差社会論、セーフティ・ネット論、ソーシャル・インクルージョン論に対して

- ①貧困・不平等の存在
- ②生活保護の補足性の原理—最後のネット論
- ③自助、共助、公助 国家、自治体、企業、組織・団体、個人
- ④地域福祉 国際福祉

4 国際条約の成果を生かす

- ①普遍的人権と固有の人権
- ②高齢者権利条約の制定

5 社会保障の機能と体系

- ①所得、資源の再分配
- ②社会保障と参政権、虐待防止法等
- ③労働権、生存権、教育権—就労支援等、

6 憲章づくり運動の主体形成

- ①労働者、働く人々 労働運動と市民運動 NPO、ボランティア
- ②障害をもつ人々等 被保護者から権利主体へ 保障、擁護、支援
- ③個人と組織
- ④社会保障、人権の不在論 社会保障、福祉、医療・看護労働、公務労働